

公布された規則のあらまし

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第 57 号）

- 1 次に掲げる規則に定める申請書等の様式について、個人番号を記入する欄を設けることとした。
 - (1) 生活保護法施行細則
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則
- 2 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（規則第 58 号）

- 1 次に掲げる規則に定める申請書等の様式について、個人番号を記入する欄を設けること等とした。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
 - (2) 児童福祉法等施行細則
- 2 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則等の一部を改正する規則（規則第 59 号）

- 1 次に掲げる規則に定める申請書等の様式について、個人番号を記入する欄を設けることとした。
 - (1) 佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則
 - (2) 身体障害者福祉法施行細則
 - (3) 児童福祉法等施行細則
- 2 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（規則第 60 号）

- 1 個人情報取扱事務登録簿に特定個人情報に関する事項を追加することとした。（第 2 条及び様式第 1 号関係）
- 2 本人の委任による代理人が個人情報の開示請求等を行う場合に必要な書類について定めることとした。（第 4 条、様式第 2 号～様式第 4 号、様式第 11 号及び様式第 16 号関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 61 号）

- 1 知事その他の執行機関に統計の作成等を委託しようとする者について個人番号カードにより本人であることを確認することとした。
- 2 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。